

四街道市下水道条例の一部を改正する条例

四街道市下水道条例（昭和５０年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第１６条第１項）

（１か月につき）

基本使用料	従量使用料	
	排除汚水量	使用料（１立方メートルにつき）
１，００１円	１０立方メートルまでの分	８２．５円
	１０立方メートルを超え２０立方メートルまでの分	１４３円
	２０立方メートルを超え３０立方メートルまでの分	１６５円
	３０立方メートルを超え５０立方メートルまでの分	１８７円
	５０立方メートルを超え１００立方メートルまでの分	２２０円
	１００立方メートルを超え５００立方メートルまでの分	２４２円
	５００立方メートルを超え１，０００立方メートルまでの分	２６４円
	１，０００立方メートルを超える分	２８６円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の四街道市下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日の前日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日前最後の検針日（四街道市水道事業給水条例（昭和５６年条例第７号）第２８条の規定によりメーターの点検を行う日をいう。以下同じ。）の翌日から施行日以後最初の検針日までの間における使用料は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。